

		・事業実施地区を含む地域の当該家畜の飼養頭羽数又は生産量（産肉量）が都道府県の定める目標頭数に対して60%以上増加。 140%以上・・・・・・・・・・10ポイント 120%以上・・・・・・・・・・8ポイント 100%以上・・・・・・・・・・6ポイント 80%以上・・・・・・・・・・4ポイント 60%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の地区の生産技術（生産率）が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して0.5%以上高い。 2.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	202	【馬】 ・馬の生産技術（生産率）を現状値に対して0.5ポイント以上向上。ただし、馬の生産技術（生産率）の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上の取組とする。 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 【地鶏等を除く特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の能力を0.5%以上向上。ただし、能力については家畜改良増殖目標に定めてあるものとし、全国平均値又は都道府県独自に設定した数値以上の取組とする。 2.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	【馬】 ・現状の地区の生産技術（生産率）が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して0.5%以上高い。 2.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント 【地鶏等を除く特用家畜】 ・農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数、農家1戸当たりの当該家畜の生産量の全国平均値（ただし、全国平均値がない場合は、都道府県で独自に設定）に対して5.0%以上多い。 15.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	203	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の生産コストが現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均生産コスト以下の取組とする。 12%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別204の成果目標を選択することはできない。	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の生産コストが直近3年の平均よりも5%以上削減。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	204	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の労働時間が現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均労働時間以下の取組とする。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別203の成果目標を選択することはできない。	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の労働時間が直近3年の平均よりも5.0%以上削減。 68.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 52.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 36.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
飼料増産	205	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積の県又は市町村平均と比較した割合が直近年から5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積が県又は市町村平均と比較して100%以上。 120%以上・・・・・・・・・・5ポイント 115%以上・・・・・・・・・・4ポイント 110%以上・・・・・・・・・・3ポイント 105%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	206	・受益地区や組織の単収の県又は市町村平均と比較した割合が直近年から4ポイント以上増加。	・受益地区や組織の単収が県又は市町村平均と比較して100.0%以上。

	(本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するもの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するもの場合は「組織」を設定基準とすること。) 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	134.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 125.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 117.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 108.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
207	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較した割合を4ポイント以上削減。 (本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するもの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するもの場合は「組織」を設定基準とすること。) 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して100%以下。 64%以下・・・・・・・・・・5ポイント 73%以下・・・・・・・・・・4ポイント 82%以下・・・・・・・・・・3ポイント 91%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント
208	・受益農家の粗飼料の自給率を4ポイント以上増加。 24ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 14ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家の粗飼料の自給率が県又は市町村平均と比較して100%以上。 130%以上・・・・・・・・・・5ポイント 124%以上・・・・・・・・・・4ポイント 112%以上・・・・・・・・・・3ポイント 106%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100%以上・・・・・・・・・・1ポイント
209	・受益農家が給与する飼料中の穀物の国産率を2ポイント以上増加。 6ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家が給与する飼料中の穀物の国産率が都道府県又は市町村の平均と比較して100%以上 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
210	・受益農家の生産額を3%以上増加。 7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家の平均生産額が県又は市町村平均と比較して100%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
211	・受益農家の家畜1頭当たりの生産コストを8%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別212の成果目標を選択することはできない。	・受益農家の家畜1頭当たりの生産コストが県又は市町村の平均と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
212	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）を1ポイント以上削減。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別211の成果目標を選択することはできない。	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、直近の全国の数値（地域で算出された飼料コストを用いても可。）の100%以下。 96%以下・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4ポイント 98%以下・・・・・・・・・・3ポイント 99%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント
213	・受益農家の家畜1頭当たりの労働時間を9%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・10ポイント 21%以上・・・・・・・・・・8ポイント	・受益農家の家畜1頭当たりの労働時間が県又は市町村の平均と比較して100%以下。 80%以下・・・・・・・・・・5ポイント

		17%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	85%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 95%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 100%以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
飼料増産（地域未利用資源の飼料利用）	214	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、直近の全国の利用率（ただし、地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可。）に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、全国の数値（ただし、地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可。）の100%以上。 110.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント 107.5%以上・・・・・・・・ 4ポイント 105.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント 102.5%以上・・・・・・・・ 2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント
	215	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、直近の全国の飼料化率（ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いても可。）に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、全国の数値（ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いても可。）の100.0%以上。 123.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント 117.3%以上・・・・・・・・ 4ポイント 111.5%以上・・・・・・・・ 3ポイント 105.8%以上・・・・・・・・ 2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント
	216	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、直近の全国の数値（ただし、地域で算出された飼料コストの数値を用いても可。）の平均に対して0.5%以上削減。 4.5%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、全国の数値（ただし、地域で算出された飼料コストを用いても可。）の100%以下。 96%以下・・・・・・・・・・ 5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント 98%以下・・・・・・・・・・ 3ポイント 99%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・ 1ポイント
	217	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して4%以上削減。 （本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するもの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するもの場合は「組織」を設定基準とすること。） 20%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して10%以下。 80%以下・・・・・・・・・・ 5ポイント 85%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント 90%以下・・・・・・・・・・ 3ポイント 95%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・ 1ポイント
食肉等流通体制整備	218	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）を10%以上増加。 ただし、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。以下この類別において同じ。）以外において事業を実施する場合及びハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）を取得する場合以外は、目標年度における1日当たりの平均処理頭数が560頭以上であることとする。 30%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上。 また、再編整備を伴うものについては、統合する施設の処理頭数を加えるものとする。 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,120頭以上・・・・・・・・ 5ポイント 980頭以上・・・・・・・・ 4ポイント 840頭以上・・・・・・・・ 3ポイント 700頭以上・・・・・・・・ 2ポイント 560頭以上・・・・・・・・ 1ポイント 又は、事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上でかつ、再編整備を伴う場合 ・・・・・・・・ 5ポイント ただし、離島において事業を実施する場合は、1日当たりの平均処理頭数が560頭未満であっても1ポイント。 また、ハラール認証の取得に向けた取組をしている場合は1日当たり平均処理頭数が15頭以上。 35頭以上・・・・・・・・ 5ポイント 30頭以上・・・・・・・・ 4ポイント

	又は、 ・新たに取組む場合にあっては1日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1,120頭以上。 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,680頭以上・・・・・・・・・・10ポイント 1,540頭以上・・・・・・・・・・8ポイント 1,400頭以上・・・・・・・・・・6ポイント 1,260頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 1,120頭以上・・・・・・・・・・2ポイント	25頭以上・・・・・・・・・・3ポイント 20頭以上・・・・・・・・・・2ポイント 15頭以上・・・・・・・・・・1ポイント
219	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの年間の牛及び豚と畜頭数における輸出向けの牛及び豚のと畜頭数の割合を1%以上に増加。 ただし、施設整備により輸出が可能となる国・地域に輸出する牛及び豚の頭数に限る。 5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあっては、本成果目標を選択することはできない。	・事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に牛肉又は豚肉に関しての輸出実績があること・・・・・・・・・・5ポイント 又は、 ・以下の①から⑤の取組のうち複数を選択し、ポイントを合計（ただし、ポイントの上限は5ポイントとする。） ①HACCP等認定を取得していること・・・・・・・・・・3ポイント ②事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・・・3ポイント ③牛肉又は豚肉を含んだ輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・・・2ポイント ④牛肉又は豚肉を含んだ日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・・・1ポイント ⑤輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・・・・・・・・1ポイント
220	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストを5%以上削減。（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、減価償却費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上） 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストが、 1 牛の場合 21,600円以下・・・・・・・・・・5ポイント 22,950円以下・・・・・・・・・・4ポイント 24,300円以下・・・・・・・・・・3ポイント 25,650円以下・・・・・・・・・・2ポイント 27,000円以下・・・・・・・・・・1ポイント 2 豚の場合 2,400円以下・・・・・・・・・・5ポイント 2,550円以下・・・・・・・・・・4ポイント 2,700円以下・・・・・・・・・・3ポイント 2,850円以下・・・・・・・・・・2ポイント 3,000円以下・・・・・・・・・・1ポイント
221	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加。 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向割合が、 1 牛の場合 58.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 55.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 53.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 50.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 48.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 2 豚の場合 76.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 73.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 71.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 68.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 66.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・ハラル認定の取得に向けた取組を行っている施設であって、牛専用の施設であること・・・・・・・・・・5ポイント
222	【家畜流通】	・事業を実施する家畜市場の年間取引頭数が5,000頭以上。

	・年間の家畜取引頭数を1.0%以上増加。 25.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	ただし、合併等により市場の統合をする場合は合算した取引頭数とする。 11,000頭以上・・・・・・・・5ポイント 9,500頭以上・・・・・・・・4ポイント 8,000頭以上・・・・・・・・3ポイント 6,500頭以上・・・・・・・・2ポイント 5,000頭以上・・・・・・・・1ポイント ※ただし、中山間地域（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域並びに「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。）にある家畜市場で事業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が3,500頭以上であれば5ポイント。 また、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。）にある家畜市場で事業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が1,500頭以上であれば5ポイント。
223	【家畜流通】 ・開催1回当たりの平均取引頭数が250頭以上。 ただし現況を下回る目標は認めない。 450頭以上・・・・・・・・・・10ポイント 400頭以上・・・・・・・・・・8ポイント 350頭以上・・・・・・・・・・6ポイント 300頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 250頭以上・・・・・・・・・・2ポイント	・年間開催回数（毎月1回以上）が12回以上。 36回以上・・・・・・・・・・5ポイント 30回以上・・・・・・・・・・4ポイント 24回以上・・・・・・・・・・3ポイント 18回以上・・・・・・・・・・2ポイント 12回以上・・・・・・・・・・1ポイント
224	【家畜流通】 ・牛換算100頭当たり取引コストを1.0%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・市場整備地域内の市場流通占有割合が20%以上。 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 65%以上・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1ポイント
225	【鶏肉】 ・鶏もも肉1kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の鶏もも肉1kgの卸売価格の平均と比較して1.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
226	【鶏肉】 ・受益農家の出荷羽数を1%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家全体の年間出荷羽数が、ブロイラーにあっては125万羽以上、成鶏にあっては35万羽以上。（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする。） （ブロイラーの場合） 625万羽以上・・・・・・・・5ポイント 500万羽以上・・・・・・・・4ポイント 375万羽以上・・・・・・・・3ポイント 250万羽以上・・・・・・・・2ポイント 125万羽以上・・・・・・・・1ポイント （成鶏の場合） 180万羽以上・・・・・・・・5ポイント 140万羽以上・・・・・・・・4ポイント 105万羽以上・・・・・・・・3ポイント 70万羽以上・・・・・・・・2ポイント 35万羽以上・・・・・・・・1ポイント

	227	【鶏肉】 ・1万羽当たり処理・加工コストを1%以上削減。 10.0%以上・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・2ポイント	・生体1kg当たりの平均処理加工費用50円（成鶏の場合は80円）と比較して1.0%以上低い。 11.0%以下・・・・・・5ポイント 8.5%以下・・・・・・4ポイント 6.0%以下・・・・・・3ポイント 3.5%以下・・・・・・2ポイント 1.0%以下・・・・・・1ポイント
	228	【鶏卵】 ・鶏卵1kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・2ポイント	・直近6年間の農家販売価格の平均と比較して1.0%以上。 10.0%以上・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・1ポイント
	229	【鶏卵】 ・事業実施主体の鶏卵販売量を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・2ポイント	・1日当たりの鶏卵販売量が10トン以上。（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。） 61トン以上・・・・・・5ポイント 48トン以上・・・・・・4ポイント 36トン以上・・・・・・3ポイント 23トン以上・・・・・・2ポイント 10トン以上・・・・・・1ポイント
	230	【鶏卵】 ・鶏卵100kg当たり処理コストを1.0%以上削減。（処理コスト：労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上） 10.0%以上・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・2ポイント	・鶏卵100kg当たりの全国平均処理コスト2,879円より1.0%以上低い。（処理コスト：労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上） 30.0%以上・・・・・・5ポイント 22.8%以上・・・・・・4ポイント 15.5%以上・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・1ポイント
	231	【鶏卵】 ・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を0.2ポイント以上低減。 1.0ポイント以上・・・・・・10ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・8ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・6ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・4ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・2ポイント	・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が2.00%以下。 1.00%以下・・・・・・5ポイント 1.25%以下・・・・・・4ポイント 1.50%以下・・・・・・3ポイント 1.75%以下・・・・・・2ポイント 2.00%以下・・・・・・1ポイント
農畜産物輸出に向けた体制整備 ※本成果目標中において、 ①HACCP等認定とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定とし、 ②ハラル認証とは、イスラム諸国への輸出に要求されるハラ	232	・以下の①及び②の中の1つを選択するものとする。 ①耕種作物で既に輸出実績がある場合は、総出荷量又は総出荷額に占める輸向け出荷量又は出荷額の割合が3%以上で、かつ、輸向け出荷量又は出荷額の増加割合 20%以上増・・・・・・10ポイント 15%以上増・・・・・・8ポイント 10%以上増・・・・・・6ポイント なお、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸向け出荷額の割合 5%以上・・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・6ポイント ②畜産物で既に輸出実績がある場合は、輸向け出荷量1.1トン以上でかつ、輸向け出荷量の増加割合 15%以上増・・・・・・10ポイント 12.5%以上増・・・・・・9ポイント 10%以上増・・・・・・8ポイント	・以下の①から⑥までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に農畜産物に関する輸出実績があること。 ・・・・・・5ポイント ②輸出先国の求めに応じた生産圃地、選果技術員等の登録を実施していること。 （例）台湾向けリンゴの圃地、選果こん包施設の登録等 米国向け梨の生産地域の指定等・5ポイント ③GAPについて、以下のアからウのいずれかであること。 ・・・・・・4ポイント ア JGAP又はGLOBALG. A. P. の認証を取得していること。 イ 農林水産省作成の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けていること。 ウ 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産し、第三者による確認を受けていること。 ④HACCP等認定を取得していること・4ポイント

ール認定マーク
の表示をされた
食品を製造する
施設としてハラ
ール認証を行う
機関による認証
とする。

7.5%以上増・・・・・・7ポイント
5%以上増・・・・・・6ポイント

なお、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出
向けの年間出荷量

5トン以上・・・・・・10ポイント
3トン以上・・・・・・9ポイント
2トン以上・・・・・・8ポイント
1トン以上・・・・・・7ポイント

ただし、ハラール証明の取得を必要とする国への畜産物の輸出
を行う場合には、輸出向けの年間出荷量

5トン以上・・・・・・10ポイント
3トン以上・・・・・・9ポイント
2トン以上・・・・・・8ポイント
1トン以上・・・・・・7ポイント
1トン未満・・・・・・6ポイント

・上記に加え、以下の③から④までの1つ以上を選択できるもの
とする。

ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。

③GAPについて、以下のアからウまでのいずれかに取組むこ
と。・・・・・・1ポイント

ア JGAP又はGLOBALG. A. P. の認証を取得すること。

イ 農林水産省作成の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤
に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、
都道府県等公的機関による第三者の確認を受けること。

ウ 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産し、第
三者による確認を受けること。

④HACCP等認定(民間認証を含む。)を取得すること
・・・・・・1ポイント

⑤ハラール認証を取得すること・・・・・・1ポイント

⑥対EU輸出食肉の取扱いについて(平成25年3月29日食安発032
9第8号・24消安第6381号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・
農林水産省消費安全局長通知)に定められた対EU輸出食肉の取
扱要綱の動物福祉に関する基準に適合すること

・・・・・・1ポイント

⑦輸出先国の求めに応じた生産圃地、選果技術員等の登録を実施
すること

・・・・・・1ポイント

⑧上記の③から⑦までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制
を整備すること・・・・・・1ポイント

※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算(ただし、ポイ
ントの合計は10ポイントを上限とする。)

⑨HACCP認定(民間認証含む。)とハラール認証の両方を取
得・・・・・・1ポイント

⑩施設整備により輸出先国(産地食肉センターの整備であって、
EU加盟国に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、EU
を1か国としてカウントする。以下同じ。)を追加(新規の取組の
場合、2か国目以降)

・・・・・・(1か国につき)1ポイント

⑪施設整備により輸出品目を追加(新規の取組の場合、2品目
以降)・・・・・・(1か国につき)1ポイント

※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウント
する。

ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目とし
てカウントし、畜産物については、4桁番号の品目ごとに1品目
としてカウントする。

⑫輸出先国開催の商談会等に参加・・・・・・1ポイント

⑬和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン(平成19年3
月28日付け18生畜第2676号農林水産省生産局長通知)に基づき、
和牛と表示できる牛肉の輸出を含む取組であること・・・・・・

⑤ハラール認証を取得していること・・・・・・4ポイント

⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協
議会の構成員であること・・・・・・3ポイント

⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加
したことがあること・・・・・・2ポイント

⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する
商談会等に参加したことがあること・・・・・・1ポイント

⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること
・・・・・・1ポイント

		 1ポイント ④公益社団法人日本食肉格付協会の定める牛枝肉取引規格のA4等級以上の牛肉の輸出を含む取組であること 1ポイント ※現況値ポイントで②から⑤まで又は⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。																																	
「強み」のある 産地形成に向け た体制整備	233	・対象品目の販売額（対象品目及びその加工品の販売額合計のことをいう。以下同じ。）が10%以上増加。 14%以上..... 10ポイント 13%以上..... 8ポイント 12%以上..... 6ポイント 11%以上..... 4ポイント 10%以上..... 2ポイント	以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①計画に規定する生産者及び実需者の合計が3者以上 7者以上..... 10ポイント 6者以上..... 8ポイント 5者以上..... 6ポイント 4者以上..... 4ポイント 3者以上..... 2ポイント																																
	234	・対象品目の販売額のうち導入する新品種等の占める割合が10%以上。 30%以上..... 10ポイント 25%以上..... 8ポイント 20%以上..... 6ポイント 15%以上..... 4ポイント 10%以上..... 2ポイント	②育成者権、商標など知的財産ブランド保護を図る計画を作成していること。 6ポイント ③契約販売に取り組んでいること 4ポイント																																
	235	・対象品目の販売額のうち契約取引が占める割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上..... 10ポイント 20ポイント以上..... 8ポイント 15ポイント以上..... 6ポイント 10ポイント以上..... 4ポイント 5ポイント以上..... 2ポイント																																	
次世代型大規模 園芸施設の整備	236	・地域エネルギーの活用又は省エネルギー化の取組により化石燃料の使用量を30%以上低減 50%以上..... 10ポイント 45%以上..... 9ポイント 40%以上..... 8ポイント 35%以上..... 7ポイント 30%以上..... 6ポイント	・以下の①及び②の合計とする。 ①コンソーシアムの構成員の業種数が、下記の産業分類表に基づき、地方公共団体、生産者を除き1業種以上 5業種以上..... 5ポイント 4業種..... 4ポイント 3業種..... 3ポイント 2業種..... 2ポイント 1業種..... 1ポイント （産業分類表） <table><tr><th>産業分類</th><th>（参考）分類コード</th></tr><tr><td>農業</td><td>A01</td></tr><tr><td>林業</td><td>A02</td></tr><tr><td>建設業</td><td>D</td></tr><tr><td>食料品製造業</td><td>E09</td></tr><tr><td>食料品製造業以外の製造業</td><td>EのうちE09以外</td></tr><tr><td>情報通信業</td><td>G</td></tr><tr><td>運輸業、郵便業</td><td>H</td></tr><tr><td>飲食料品卸売業</td><td>I52</td></tr><tr><td>飲食料品小売業</td><td>I58</td></tr><tr><td>金融業、保険業</td><td>J</td></tr><tr><td>学術研究、専門・技術サービス業</td><td>L</td></tr><tr><td>宿泊業、飲食サービス業</td><td>M</td></tr><tr><td>教育、学習支援業</td><td>O</td></tr><tr><td>協同組合</td><td>Q87</td></tr><tr><td>サービス業（他に分類されないもの）</td><td>R</td></tr></table> ※業種は総務省日本標準産業分類一覧による。 ※地方公共団体の研究機関が参加する場合は、「学術研究、専門・技術サービス業」の分類に該当するとみなし、業種数に計上することができるものとする。	産業分類	（参考）分類コード	農業	A01	林業	A02	建設業	D	食料品製造業	E09	食料品製造業以外の製造業	EのうちE09以外	情報通信業	G	運輸業、郵便業	H	飲食料品卸売業	I52	飲食料品小売業	I58	金融業、保険業	J	学術研究、専門・技術サービス業	L	宿泊業、飲食サービス業	M	教育、学習支援業	O	協同組合	Q87	サービス業（他に分類されないもの）	R
	産業分類	（参考）分類コード																																	
農業	A01																																		
林業	A02																																		
建設業	D																																		
食料品製造業	E09																																		
食料品製造業以外の製造業	EのうちE09以外																																		
情報通信業	G																																		
運輸業、郵便業	H																																		
飲食料品卸売業	I52																																		
飲食料品小売業	I58																																		
金融業、保険業	J																																		
学術研究、専門・技術サービス業	L																																		
宿泊業、飲食サービス業	M																																		
教育、学習支援業	O																																		
協同組合	Q87																																		
サービス業（他に分類されないもの）	R																																		
237	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①対象品目の全出荷量に占める契約取引の割合が50%以上 70%以上..... 10ポイント 65%以上..... 9ポイント 60%以上..... 8ポイント 55%以上..... 7ポイント 50%以上..... 6ポイント ②対象品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して20%以上高い 100%以上..... 10ポイント 80%以上..... 9ポイント 60%以上..... 8ポイント 40%以上..... 7ポイント 20%以上..... 6ポイント ③対象品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加 15%以上..... 10ポイント 12%以上..... 9ポイント 9%以上..... 8ポイント 6%以上..... 7ポイント																																		

		3%以上・・・・・・・・・・6ポイント	②今回整備する高度環境制御栽培施設における作付（栽培）面積 3.0ha以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5ha以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5ha以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0ha以上・・・・・・・・・・1ポイント
--	--	---------------------	---

別表1-2-② (産地合理化の促進)

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 ※米、麦又は大豆の乾燥調製、保管に係る施設	1	○施設の再編利用による利用率の向上 ・以下の①の取組を必須とし、②又は③のいずれかの取組を選択するものとする。 ①再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・5ポイント 92%以上・・・・・・・・・・4ポイント 88%以上・・・・・・・・・・3ポイント 84%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント ②再編後の施設の利用率の伸び幅が10ポイント以上。 30ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・1ポイント ③再編後の施設の運営コスト又は利用料金を3%以上低減。 7%・・・・・・・・・・5ポイント 6%・・・・・・・・・・4ポイント 5%・・・・・・・・・・3ポイント 4%・・・・・・・・・・2ポイント 3%・・・・・・・・・・1ポイント	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）のI-2の第1の1に定める都道府県の重点再編地域（以下「重点再編地域」という。）に選定されている・・・・・・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上・・2ポイント
	2	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・5ポイント 92%以上・・・・・・・・・・4ポイント 88%以上・・・・・・・・・・3ポイント 84%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・策定する再編利用計画において、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、当該施設において以下のいずれかを新たに取組む場合 ①担い手で構成される組織が施設運営を行う計画又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合・・・・・・・・5ポイント ②担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組む計画となっている場合・・・・・・・・3ポイント	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている・・・・・・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・・1ポイント ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。

		④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上・・2ポイント
3	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・5ポイント 92%以上・・・・・・・・・・4ポイント 88%以上・・・・・・・・・・3ポイント 84%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・策定する再編利用計画において、当該施設で以下のいずれかを新たに組み込む場合 ①事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合・・・・・・・・・・5ポイント ※作付面積比率＝A/B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（又は上位1麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ②人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ハイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト削減に取り組む場合・・・・・・・・・・3ポイント	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている・・・・・・・・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・・・・・・・・1ポイント ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上・・2ポイント
4	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・5ポイント 92%以上・・・・・・・・・・4ポイント 88%以上・・・・・・・・・・3ポイント 84%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・再編利用計画に基づく事業実施地区において、以下のいずれかを新たに組み込む場合 ①担い手への農地集積が60%以上 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 75%以上・・・・・・・・・・4ポイント 70%以上・・・・・・・・・・3ポイント 65%以上・・・・・・・・・・2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・1ポイント	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている・・・・・・・・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・・・・・・・・1ポイント ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポ

		又は ②新規需要米、麦、大豆の団地化率が60%以上 80%以上・・・5ポイント 75%以上・・・4ポイント 70%以上・・・3ポイント 65%以上・・・2ポイント 60%以上・・・1ポイント	イントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上・・・2ポイント
	5	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・5ポイント 92%以上・・・4ポイント 88%以上・・・3ポイント 84%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント かつ、 ・再編利用計画に基づく事業実施地区において、効率的な作業を行うため、以下のいずれかを新たにに取り組む場合 ①基幹作業の全てを地区内の担い手に委託する計画となっている場合・・・5ポイント ②基幹作業のうち2以上を地区内の担い手に委託する計画となっている場合・・・3ポイント ※「基幹作業」とは以下の①から④までをいう。 ①耕起・整地 ②播種・移植 ③収穫 ④乾燥・調製	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・5ポイント 95%以上・・・4ポイント 90%以上・・・3ポイント 85%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上・・・2ポイント
集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）	6	・再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い量を再編後の処理能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・10ポイント 95%以上・・・8ポイント 90%以上・・・6ポイント 85%以上・・・4ポイント 80%以上・・・2ポイント	・過去5年間の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率の低下が9ポイント以下。 23ポイント以上（上昇）・・・5ポイント 15ポイント以上（上昇）・・・4ポイント 7ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 1ポイント以下・・・2ポイント 9ポイント以下・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
農産物処理加工施設等再編利用（茶）	7	・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。（ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100を乗じた数とする。） 18以上・・・10ポイント 15以上・・・8ポイント	・施設稼働率指数が102以上。 172以上・・・5ポイント 154以上・・・4ポイント 137以上・・・3ポイント 119以上・・・2ポイント 102以上・・・1ポイント

	11以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 8以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 4以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	
8	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上。 12%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
9	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。 (なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。) 44%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 36%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 27%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・・・・・・・・ 5ポイント 41以下・・・・・・・・・・ 4ポイント 43以下・・・・・・・・・・ 3ポイント 45以下・・・・・・・・・・ 2ポイント 47以下・・・・・・・・・・ 1ポイント
10	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。 (なお、契約取引指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。) 35以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 28以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 21以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 14以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 7以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・契約取引量指数の直近値が7以上。 44以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 35以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 26以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 16以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 7以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
11	・10a当たりの単収を直近値の8%以上増加。 24%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・10a当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。 18%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 14.5%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
12	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 (ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。) 40以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 33以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 25以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 18以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 10以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。 25以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 20以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 15以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 10以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
13	・産物1kg当たり生産コストを直近値の2%以上低減。 (なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。) 15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・産物1kg当たり生産コストの過去3年間の低減率が1%以上。 11%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 8.5%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
14	・10a当たり生産コスト(費用合計)を直近値の6%以上低減。 18%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント	・10a当たり生産コスト(費用合計)の過去3年間の低減率が3%以上。 11%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント

		9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・10a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・・・・・・・・10ポイント 29%以上・・・・・・・・・・8ポイント 24%以上・・・・・・・・・・6ポイント 19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 14%以上・・・・・・・・・・2ポイント	7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・10a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。 18%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 12.6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 7%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	15	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーパック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上・・・・・・・・・・10ポイント 40以上・・・・・・・・・・8ポイント 35以上・・・・・・・・・・6ポイント 30以上・・・・・・・・・・4ポイント 25以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・・・・・・・・5ポイント 30以上・・・・・・・・・・4ポイント 24以上・・・・・・・・・・3ポイント 19以上・・・・・・・・・・2ポイント 13以上・・・・・・・・・・1ポイント
	16	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の主要茶種指数が66以下。 34以下・・・・・・・・・・5ポイント 42以下・・・・・・・・・・4ポイント 50以下・・・・・・・・・・3ポイント 58以下・・・・・・・・・・2ポイント 66以下・・・・・・・・・・1ポイント
	17	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 34%以上・・・・・・・・・・10ポイント 26%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・・・・・・・・5ポイント 56以下・・・・・・・・・・4ポイント 63以下・・・・・・・・・・3ポイント 69以下・・・・・・・・・・2ポイント 75以下・・・・・・・・・・1ポイント
食肉等流通体制 再編整備	18	【家畜市場】 ・家畜市場を合併により統合すること。 3箇所以上 又は 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が10,000頭以上)・・・・・・・・10ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が8,000頭以上)・・・・・・・・8ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が7,000頭以上)・・・・・・・・6ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が5,000頭以上)・・・・・・・・4ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が3,500頭以上)・・・・・・・・2ポイント	・家畜市場の再編に向けた協議会を設置していること。 都道府県域を超えた再編計画するもの・・・・・・・・5ポイント 都道府県内の家畜市場のうち半数以上の再編を計画するもの・・・・・・・・3ポイント 都道府県内の家畜市場のうち半数未満の再編を計画するもの・・・・・・・・1ポイント
	19	【鶏肉・鶏卵】 ・鶏肉/鶏卵処理施設の再編整備を行うこと。 3箇所以上 又は 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ100%増加)・・・・・・・・10ポイント 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ80%増加)・・・・・・・・8ポイント	【鶏肉】 ・施設を再編しようとする処理施設の1日当たりの合計の処理羽数が8,000羽以上。 16,000羽以上・・・・・・・・5ポイント 14,000羽以上・・・・・・・・4ポイント 12,000羽以上・・・・・・・・3ポイント 10,000羽以上・・・・・・・・2ポイント 8,000羽以上・・・・・・・・1ポイント

		2箇所（再編整備後の処理数量が再編前に比べ60%増加） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 2箇所（再編整備後の処理数量が再編前に比べ40%増加） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 2箇所（再編整備後の処理数量が再編前に比べ20%増加） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ※いずれも基準とする数量は、再編しようとする処理施設のうち最大のものとする。	【鶏卵】 施設を再編しようとする処理施設1日当たりの合計の取扱量が20トン以上。 40トン以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 35トン以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 30トン以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 25トン以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 20トン以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	20	・再編整備に伴い廃止される工場に集荷されていたでん粉原料用いもの3割以上について新たな出荷先を確保。 8割以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 7割以上・・・・・・・・・・ 9ポイント 6割以上・・・・・・・・・・ 7ポイント 5割以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 3割以上・・・・・・・・・・ 3ポイント	・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとする。
	21	・別途策定する再編合理化計画において契約作付面積又は集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント	
	22	・別途作成する再編合理化計画を作成し再編を行う際に1以上の工場を廃止。 3工場以上の廃止・・・・・・・・ 10ポイント 2工場の廃止・・・・・・・・・・ 8ポイント 1工場の廃止・・・・・・・・・・ 5ポイント	
	23	・再編にかかる全ての国内産いもでん粉工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けること。 ・・・・・・・・・・ 5ポイント	
	24	・再編後の工場の操業率が75%以上。 95%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 90%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 85%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとする。
	25	・再編後のトン当たり製造コストを2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	
	26	・別途策定する再編合理化計画において集荷区域の作付又は収穫面積の増加、集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント	
	27	・再編にかかる全ての国内産糖工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けること。 ・・・・・・・・ 5ポイント	

乳業再編等整備	※効率的乳業施設整備を行う場合、①又は②の書類が提出されている場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとし、29及び28の現況値ポイントは加算しない。 ① 乳業再編実行計画の内容を示す書類又はその写し ② 乳業者間における再編時の廃業・製造委託等の取り決めが示された書類 ※集送乳合理化等推進整備を行う場合、貯乳施設等再編計画及び全国の区域をその地区とする農業協同組合連合会等と協議が整った事を証する書類又はその写しが提出されている場合は、現況値ポイントとして10ポイントを加算し、32～38の現況値ポイントは加算しないものとする。	
28	・工場の再編により、1日当たりの生乳処理施設の平均稼働率が現況値より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	
29	・工場の再編により、1日当たりの飲用向け生乳処理施設の平均処理数量が現況値より5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする乳業工場の1日当たりの飲用向け生乳処理能力が2トン以上。 40トン以上・・・・・・・・・・5ポイント 30トン以上・・・・・・・・・・4ポイント 20トン以上・・・・・・・・・・3ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・2ポイント 2トン以上・・・・・・・・・・1ポイント
30	・工場の再編により、都道府県内の学校給食用牛乳供給割合が50%以下。 30%以下・・・・・・・・・・10ポイント 35%以下・・・・・・・・・・8ポイント 40%以下・・・・・・・・・・6ポイント 45%以下・・・・・・・・・・4ポイント 50%以下・・・・・・・・・・2ポイント	
31	・廃止工場数と再編を行う範囲。 (新設) 4工場以上の廃止・・・・・・・・・・10ポイント 3工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・・・・・・・・・・8ポイント 3工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・・・・・・・6ポイント 2工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・・・・・・・・・・4ポイント 2工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・・・・・・・2ポイント (増設) 3工場以上の廃止・・・・・・・・・・10ポイント 2工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・・・・・・・・・・8ポイント 2工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・・・・・・・6ポイント 1工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・・・・・・・・・・4ポイント 1工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・・・・・・・2ポイント (新設・増設を伴わない場合) 2工場以上の廃止・・・・・・・・・・6ポイント 1工場の廃止・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする乳業工場が所在する都道府県下の乳業工場数。 10ヶ所以上・・・・・・・・・・5ポイント 8ヶ所・・・・・・・・・・4ポイント 6ヶ所・・・・・・・・・・3ポイント 4ヶ所・・・・・・・・・・2ポイント 2ヶ所・・・・・・・・・・1ポイント
32	・貯乳施設の再編により、地区の集送乳等経費が10%以上減少。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・事業を実施しようとする貯乳施設の集送乳経費の削減率。 10%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント

	・10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	2%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
33	・貯乳施設の再編により、1施設当たりの処理数量が10%以上増加。 90%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 70%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする貯乳施設に係る廃止貯乳施設の1日当たり処理能力の合計。 120トン以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 100トン以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 80トン以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 60トン以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 40トン以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
34	・貯乳施設の再編により、地区の集送乳路線数が2以上減少。 10路線以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8路線以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6路線以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 4路線以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2路線以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする貯乳施設に係る集送乳路線の本数。 70路線以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 60路線以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 50路線以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 40路線以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 30路線以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
35	・廃止貯乳施設数と再編を行う範囲。 4施設の廃止・・・・・・・・・・・・・10ポイント 3施設の廃止（複数の都道府県での再編）・・・・・8ポイント 3施設の廃止（同一都道府県内での再編）・・・・・6ポイント 2施設の廃止（複数の都道府県での再編）・・・・・4ポイント 2施設の廃止（同一都道府県内での再編）・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする貯乳施設に係る都道府県下の貯乳施設数。 6カ所以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 5カ所・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4カ所・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3カ所・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2カ所・・・・・・・・・・・・・1ポイント
36	・施設の整備により、1日当たりの生乳処理施設の平均稼働率が10%以上増加。 30%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの平均稼働率。 30%以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント 40%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント 50%以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント 60%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント 61%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
37	・施設の整備により、1日当たりの生乳処理数量が5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの生乳処理数量が2トン以上。 30トン以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 20トン以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5トン以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2トン以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
38	・余乳処理の範囲（広域的な需給調整の実施）。 6つ以上の都道府県からの余乳を処理・・・・・・・・10ポイント 5つの都道府県からの余乳を処理・・・・・・・・8ポイント 4つの都道府県からの余乳を処理・・・・・・・・6ポイント 3つの都道府県からの余乳を処理・・・・・・・・4ポイント 2つの都道府県からの余乳を処理・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする余乳処理施設に生乳を出荷する都道府県数。 6つ以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 5つ・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4つ・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3つ・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2つ・・・・・・・・・・・・・1ポイント

別表1-2-③(産地リスクの軽減)

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
地球温暖化対策 (気候変動リスク軽減)	※1 当該メニューの達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値をすべて選択するものとする。 ※2 当該メニューを行う場合は、5割以上の受益農家が早期警戒システム等を導入し、気象予測に応じた対策を適切に講じるものとする。		
	1	・事業実施地区において早期警戒システム等(※)の導入割合が50%以上。 90%以上・・・・・・・・・・10ポイント 80%以上・・・・・・・・・・8ポイント 70%以上・・・・・・・・・・6ポイント 60%以上・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※生産者が高温障害、冷害、降雨、降雪、病虫害等の予防対策がとれるように発生予測等の情報を携帯端末等に提供するシステム又はこれに準じるもの。	・事業実施地区における農業災害補償制度の引受面積割合が、70%以上。 94%以上・・・・・・・・・・5ポイント 88%以上・・・・・・・・・・4ポイント 82%以上・・・・・・・・・・3ポイント 76%以上・・・・・・・・・・2ポイント 70%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・事業実施地区における農業災害補償制度の引受面積割合が、過去5年間で1%以上向上。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※農業災害補償制度の対象になっていない品目については、類別2の成果目標に対する現況値ポイントとする。
地球温暖化対策 (土壌劣化リスク軽減)	2	・以下の①又は②から1つ選択するものとする。 ①事業実施地区における高温障害を軽減できる高温耐性品種や病害虫耐性品種等(複数品種ある場合はその合計)の作付面積が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・10ポイント 92%以上・・・・・・・・・・8ポイント 88%以上・・・・・・・・・・6ポイント 84%以上・・・・・・・・・・4ポイント 80%以上・・・・・・・・・・2ポイント ②事業実施地区における高温障害を軽減できる高温耐性品種や病害虫耐性品種等(複数品種ある場合はその合計)の作付割合を10%以上向上。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※(独)農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種(もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種)として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ(一等米比率等)で示すことが可能な品種に限るものとする。	・以下の①又は②から1つ選択するものとする。 ①事業実施地区における高温障害を軽減できる高温耐性品種(複数品種ある場合はその合計)の作付割合が5%以上。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント ②事業実施地区における異常気象リスクを軽減できる病害虫耐性品種等の作付面積割合が直近5中3平均の6%以上。 10%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント 6%以上・・・・・・・・・・1ポイント
地球温暖化対策 (土壌劣化リスク軽減)	3	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5%以上。 30%以上・・・・・・・・・・5ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	4	・事業の受益に係るほ場における事業実施後の10a当たり平均収量(※1、※2)が、事業実施前2作の平均値と比較して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・7ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント (※1) 現況値ポイントで選択した指標と同一のものに限る。	・事業の受益に係るほ場の事業実施前2作の10a当たり平均収量(※)が、それ以前の同一ほ場における同一作物の平均値に対して5ポイント以上低い(土壌診断の結果等から判断して、その原因に土壌の劣化(土壌の物理性・化学性の悪化)が大きく寄与していると認められるものに限る。) 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント

		(※2) 顕著な異常気象等による異常値は除外することができる。	(※) 品質の低下が生産上の課題となっている場合にあっては、一定の基準（品質や規格）以上のものの収量に代えることができる。
	5	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらの有効活用を図る面積の割合を1ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらを有効活用している面積が3%以上。 66%以上・・・・・・・・・・5ポイント 50%以上・・・・・・・・・・4ポイント 35%以上・・・・・・・・・・3ポイント 19%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
資材高騰等のリスク低減	6	・10a当たりの物材費を1%以上削減。 8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状10a当たりの物材費について 都道府県平均値より15%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・4ポイント 都道府県平均値より5%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別コスト削減戦略及び農業新技術200Xに記載されている物材費削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント
	7	・10a当たりの労働時間を10%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・10ポイント 22%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 14%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状10a当たりの労働時間について 都道府県平均値より30%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 都道府県平均値より20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・4ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別コスト削減戦略及び農業新技術200Xに記載されている労働時間削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント
	8	・事業実施主体の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が6%以上増加。 30%・・・・・・・・・・10ポイント 24%・・・・・・・・・・8ポイント 18%・・・・・・・・・・6ポイント 12%・・・・・・・・・・4ポイント 6%・・・・・・・・・・2ポイント ※土壌分析に基づく施肥設計の見直し件数は、処方箋（土壌診断結果、施肥設計等について整理されているものをいう。他に土壌診断表、土壌分析診断書等の名称を持つことがある。）の数とする。	・事業実施主体の事業実施前年度の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が事業実施前々年度に比べ3%以上増加。 15%・・・・・・・・・・5ポイント 12%・・・・・・・・・・4ポイント 9%・・・・・・・・・・3ポイント 6%・・・・・・・・・・2ポイント 3%・・・・・・・・・・1ポイント 又は 事業実施主体において、 ・都道府県の策定している減肥基準に基づいて施肥している場合・・・・・・・・・・3ポイント ・都道府県の策定している減肥基準以外の基準に基づいて施肥している場合・・・・・・・・・・1ポイント
	9	・事業実施年度と比較して、事業実施主体の単位面積当たりの化学肥料の使用量が5%以上減。 25%・・・・・・・・・・10ポイント 20%・・・・・・・・・・8ポイント 15%・・・・・・・・・・6ポイント 10%・・・・・・・・・・4ポイント 5%・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 事業実施年度と比較して、事業実施主体の単位面積当たりの化学肥料の使用量が2.5%以上減。 12.5%・・・・・・・・・・5ポイント 10%・・・・・・・・・・4ポイント 7.5%・・・・・・・・・・3ポイント 5%・・・・・・・・・・2ポイント 5%・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の事業実施前年度の単位面積当たりの肥料の使用量が事業実施前々年度に比べ2.5%以上減。 12.5%・・・・・・・・・・5ポイント 10%・・・・・・・・・・4ポイント 7.5%・・・・・・・・・・3ポイント 5%・・・・・・・・・・2ポイント 2.5%・・・・・・・・・・1ポイント 又は 事業実施主体において、 ・都道府県の策定している減肥基準に基づいて施肥している場合・・・・・・・・・・3ポイント ・都道府県の策定している減肥基準以外の基準に基づいて施肥している場合・・・・・・・・・・1ポイント

	2.5%・・・1ポイント かつ、 ・これまで、事業実施主体において、取り組んでいない施肥低減技術に 2つ以上取り組む場合・・・5ポイント 1つ取り組む場合・・・3ポイント ※施肥低減技術は、「肥料高騰に対応した施肥改善等に関する検討会中間とりまとめ報告書」、「土壌診断、施肥法改善、土壌養分利用によるリン酸等の施肥量削減にむけた技術導入の手引き」、「農業新技術200X」、「担い手の経営革新に資する稲作技術カタログ」等の公的機関が作成した報告書等に記載されている等、効果が明確な技術をいう。 ※化学肥料の使用量は、窒素 (N)、リン酸 (P2O5)、加里 (K2O) の合計を用いることとする。	
10	・事業実施主体の農業生産に伴う単位面積当たりの電気使用量を事業実施前年度と比較して20%以上削減。 40%・・・10ポイント 35%・・・8ポイント 30%・・・6ポイント 25%・・・4ポイント 20%・・・2ポイント	・事業実施主体の農業生産に伴う単位面積当たりの電気使用量を前々年度と事業実施前年度と比較して1%以上削減。 10%・・・5ポイント 7%・・・4ポイント 5%・・・3ポイント 3%・・・2ポイント 1%・・・1ポイント
11	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・10ポイント 25ポイント以上・・・8ポイント 20ポイント以上・・・6ポイント 15ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5%以上。 30%以上・・・5ポイント 25%以上・・・4ポイント 20%以上・・・3ポイント 15%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント
12	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者（持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年7月28日法律第110号。以下「持続農業法」という。）に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている農業者の合計）の割合を5ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 25ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント 又は ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	（環境保全型農業に取り組む農業者の増加を成果目標とする場合） ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が5%以上。 40%以上・・・5ポイント 30%以上・・・4ポイント 20%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント （環境保全型農業に取り組む面積の増加を成果目標とする場合） ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・5ポイント 50%以上・・・4ポイント 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント
13	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。 70ポイント以上・・・10ポイント 55ポイント以上・・・8ポイント 40ポイント以上・・・6ポイント 25ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上。 10%以上・・・5ポイント 7%以上・・・4ポイント 5%以上・・・3ポイント 3%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
14	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト（費用合計）を5%以上削減。 17%以上・・・10ポイント	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト（費用合計）が、統計部、地方自治体等の調査における平均と比較して115%以下。 100%以下・・・5ポイント

		14%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	103%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント 107%以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント 111%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント 115%以下・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	15	・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 34%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 31%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 28%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	16	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たりの温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して30ポイント以上削減。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たりの温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して1%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	17	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が13ポイント以上増加。 61ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 49ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 37ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が1%以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
環境保全（小規模公害防除）	18	・事業の対象となる農用地について、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号、以下「法」という。）第4条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域の指定の解除が行われる面積の割合。 8割以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 7割以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6割以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 5割以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4割以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業の対象となる農用地について、法第3条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域である面積の割合。 8割以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7割以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6割以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5割以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 4割以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	19	・事業の対象となる農用地について、特定有害物質の量が農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和46年政令第204号）で規定する農用地土壌汚染対策地域の指定要件の量を下回る面積の割合 8割以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 7割以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6割以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 5割以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4割以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業の対象となる農用地について、法第5条第1項に規程する農用地土壌汚染対策計画に該当する面積の割合。 8割以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7割以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6割以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5割以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 4割以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
環境保全（農業廃棄物の再生処理）	20	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル）を行う割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル）を行う割合が40%以上。 60%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 55%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 45%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	21	・農業廃棄物1kgの処理費用（農家負担額）を3%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・農業廃棄物1kgの処理費用（農家負担額）が40円以下。 20円以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント 25円以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント 30円以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント 35円以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント 40円以下・・・・・・・・・・・・・1ポイント
病害虫まん延防	22	・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ	①ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ

止対策

	ユウの新規発生率を8.1%に抑制。 0.1%以下・・・・・・10ポイント 2.7%以下・・・・・・8ポイント 4.5%以下・・・・・・6ポイント 6.3%以下・・・・・・4ポイント 8.1%以下・・・・・・2ポイント	ウの発生割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・・・・5ポイント 5.4%以下・・・・・・4ポイント 9.0%以下・・・・・・3ポイント 12.6%以下・・・・・・2ポイント 16.2%以下・・・・・・1ポイント 又は ②産地単位の取組として、ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ（以下、シストセンチュウという。）のまん延防止のため、以下の取組を産地の策定する方針等に基づいて実施している。 3つ以上取り組んでいる場合・・・・・・5ポイント 2つ取り組んでいる場合・・・・・・3ポイント 1つ取り組んでいる場合・・・・・・1ポイント ・ばれいしょの作付前に、土壌検診でシストセンチュウが発見されないことを確認 ・ばれいしょ栽培中に、抜き取り調査でシストセンチュウが発見されないことを確認 ・収穫したばれいしょにシストセンチュウの付着がないことを確認 ・ほ場での作業後、作業機械の洗浄等によりほ場外への土壌の流出を防止 ・共同利用施設等において運搬車両の洗浄等によりシストセンチュウの拡散を防止
23	・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g当たり）を5%以上低減。 25%以上・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・2ポイント	①ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g当たり）が70シスト以下。 50シスト以下・・・・・・5ポイント 55シスト以下・・・・・・4ポイント 60シスト以下・・・・・・3ポイント 65シスト以下・・・・・・2ポイント 70シスト以下・・・・・・1ポイント 又は ②産地単位の取組として、ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ（以下、シストセンチュウという。）の密度低下のため、以下の取組を産地の策定する方針等に基づいて実施している。 3つ以上取り組んでいる場合・・・・・・5ポイント 2つ取り組んでいる場合・・・・・・3ポイント 1つ取り組んでいる場合・・・・・・1ポイント ・シストセンチュウ発生ほ場における土壌消毒の実施 ・シストセンチュウ発生ほ場におけるシストセンチュウ抵抗性品種作付の実施 ・シストセンチュウ発生ほ場においてばれいしょを連作しない ・シストセンチュウ発生ほ場におけるシストセンチュウ対抗植物の栽培 ・収穫後の野良生えの除去 ・シストセンチュウ発生ほ場における継続的なセンチュウ密度調査の実施
24	・ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。 ※「品種」については、ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種が育成等された場合、これも含める。 20ポイント以上・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・2ポイント	①ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。 40%以上・・・・・・5ポイント 32%以上・・・・・・4ポイント 26%以上・・・・・・3ポイント 18%以上・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・1ポイント 又は ②ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの発生割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・・・・5ポイント 5.4%以下・・・・・・4ポイント 9.0%以下・・・・・・3ポイント 12.6%以下・・・・・・2ポイント 16.2%以下・・・・・・1ポイント 又は ③ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセン

			チュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g当たり）が70シスト以下。 50シスト以下・・・・・・・・・・5ポイント 55シスト以下・・・・・・・・・・4ポイント 60シスト以下・・・・・・・・・・3ポイント 65シスト以下・・・・・・・・・・2ポイント 70シスト以下・・・・・・・・・・1ポイント ※類別22で①を選択した場合には②について、類別23で①を選択した場合には③について選択できないこととする。
--	--	--	--

別表2 (食品流通の合理化)

「達成すべき成果目標基準」をいずれか2つまで選択できることとする。ただし、輸出促進に向けた取組を行う地方卸売市場については、最低1つを【輸出の拡大】の中から選択するものとする。

メニュー	達成すべき成果目標基準	ポイント	
安全・安心な 市場流通	【環境負荷の軽減】 売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下	指数値の平均が 27.4以下・・・7ポイント 27.5～41.7・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つのメニュー内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。）。 - 中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が施設の整備を実施する場合又は上記以外の中央卸売市場がBSE対策に係る施設の整備を実施する場合・・・8ポイント加算 - 卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合・・・8ポイント加算 - 円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の整備を実施する場合・・・8ポイント加算 - 民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合・・・4ポイント加算 - 出荷者及び実需者と連携し卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合・・・8ポイント加算 - 食料供給コスト削減アクションプランの別添「重点的に取組むべき課題に係る取組」の3のうち「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合・・・8ポイント加算
	【物品鮮度の保持】 低温売場販売率（低温売場での販売金額／全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積／全売場面積）を1.8ポイント以上超過	超過ポイント数が 4.9以上・・・7ポイント 1.8～4.8・・・3ポイント	
	【物品評価の改善】 - 全国を100とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 ※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。 - 廃棄される物品の量を15.3%以上削減	- 超過ポイント数が 2.4以上・・・7ポイント 1.2～2.3・・・3ポイント - 廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3～39.4%・・・3ポイント	
	【品質管理の高度化】 - BSE対策に対応した整備を実施 - 卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範の策定及び実施	- BSE対策に係る施設の整備 ・・・7ポイント - 卸売業者及び仲卸業者が取組む品質管理についての規範を策定・・・7ポイント	
効率的な市場 流通	【集荷力の向上】 目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つのメニュー内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。）。 - 中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が施設の整備を実施する場合・・・8ポイント加算 - 卸売市場再編促進施設整備の取組のうち
	【物流の迅速化】 単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮	作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント	
	【物流コスト等の削減】 物流コストを1.1%以上削減	物流コストの削減率が 1.9%以上・・・7ポイント 1.1～1.8%・・・3ポイント	

	・残品：残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減 ・施設の維持管理コストを1.3%以上削減	・処理コストの削減率が8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント ・維持管理コストの削減率が14.2%以上・・・7ポイント 1.3～14.1%・・・3ポイント	・地方卸売市場への転換に係る取組による場合・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の整備を実施する場合・・・8ポイント加算 ・民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合・・・4ポイント加算
	【輸出の拡大】 ・当該市場における目標年度の取扱金額に占める輸出向け金額の割合が5%以上 ・当該市場における平成26年の輸出金額に対する平成32年の輸出金額の割合が1.0倍以上	・割合が15%以上・・・7ポイント 5～14.9%・・・3ポイント ・割合が1.4倍以上・・・7ポイント 1.0倍～1.39倍・・・3ポイント	・食料供給コスト削減アクションプランの別添「重点的に取組むべき課題に係る取組」の3のうち「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合・・・8ポイント加算 ・輸出促進のための協議会等に参画している場合又は参画予定の場合・・・8ポイント加算 ・当該市場を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合・・・8ポイント ・当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合・・・4ポイント ・当該整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合、2品目以上）する場合・・・4ポイント ・輸出対象品目に係るPR活動を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント ・予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント
卸売市場の再編	【統合による中央卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つの加算を行う。 ・地方卸売市場施設整備の取組のうち他の地方卸売市場との統合に係る取組による場合・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の整備を実施する場合・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち廃止に係る取組による場合・・・4ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち他の卸売市場との連携に係る取組による場合、又は地方卸売市場施設整備の取組のうち他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組による場合・・・4ポイント加算
	【市場間連携による中央卸売市場の機能強化】 ・取扱数量が卸売市場整備基本方針に定める再編基準の指標①の取扱数量又は指標②の取扱数量のいずれか以上となる時期が連携後5年以内	・指標①の取扱数量（又は指標②の取扱数量）以上となるのが連携後3年以内・・・7ポイント 連携後4年又は5年・・・3ポイント	
	【統合・市場間連携による地方卸売市場の再編】 ・統合の場合 目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過 ・市場間連携の場合 目標年度における連携市場の取扱数量の合	・取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント ・取扱数量の推計値超過率が	

	計が推計値を0.7%以上超過（ただし、地域拠点市場と連携先市場との転送に係る取扱数量は控除する）	4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント	・食料供給コスト削減アクションプランの別添「重点的に取り組むべき課題に係る取組」の3のうち「卸売市場の改革」及び「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合・・・8ポイント加算
被災時の市場機能の維持強化	【耐震性能の向上】 ・耐震補強の整備後に構造耐震指標が $I_s \geq 0.6$ 又は $I_w \geq 1.0$ 以上に改善	・構造耐震指標が $I_s \geq 0.7$ 又は $I_w \geq 1.1$ ・・・8ポイント ・ $0.6 \leq I_s < 0.7$ 又は $1.0 \leq I_w < 1.1$ ・・・3ポイント	以下の①、②それぞれの欄より該当するいずれか1つ又は2つの加算を行う。
			①
			・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項に基づく都道府県地域防災計画又は同法第42条第1項に基づく市町村地域防災計画の物資輸送等に関する計画において、災害時に緊急物資等の輸送拠点として活用することとされている卸売市場において卸売市場耐震化施設整備の取組を行う場合・・・8ポイント加算 ・新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築基準）前の施設において卸売市場耐震化施設整備の取組を行う場合・・・8ポイント加算 ・大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）等の地震防災対策関係法令に基づき地震防災に関する対策を強化又は推進する必要がある地域等に開設している卸売市場である場合・・・8ポイント加算 ・構造耐震指標が $I_s < 0.3$ 又は $I_w < 0.7$ の施設において卸売市場耐震化施設整備の取組を行う場合・・・8ポイント加算
			②
			・災害時におけるBCPを策定している場合又は策定することが確実である場合・・・3ポイント加算 ・災害時における他市場等との連携協定等を策定している場合又は策定することが確実である場合・・・3ポイント加算

別表3（特別加算ポイント）

別表1及び別表2に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合はポイントを加算できるものとする。ただし、別表1から別表3までのポイントの合計は31ポイントを上限とする。

（人・農地プラン等加算ポイント）

人・農地プラン等加算ポイントの内容
要綱別表1のIのメニューの欄の1、2の（1）から（4）まで及び3の取組については、次の①又は②を満たす地区については1ポイントを加算する。 ① 農業者（農業法人、農業者の組織する団体等）が事業実施主体の場合、事業参加者の過半が人・農地プランの「中心経営体」又は農地中間管理事業の推進に関する法律第4条（平成25年法律第101号）に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けている者であること。 ② 都道府県、市町村、J.A等が事業実施主体の場合、事業の受益地区の一部又は全部で人・農地プランが作成されていること。

（自給飼料増産加算ポイント）

自給飼料増産加算ポイントの内容
要綱別表1のIのメニューの欄の（1）のエの取組のうち、都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画において、飼料の自給率の向上に関する事項の計画が定められており、かつ、目標の飼料自給率が現在の飼料自給率より向上する計画を策定している地区の場合は1ポイントを加算できるものとする。

（GAP認証取得等加算ポイント）

GAP認証取得等加算ポイントの内容
要綱別表1のIのメニュー欄の1から3までの取組については、受益農業者の1割以上又は受益面積の1割以上が、JGAP又はGLOBALG. A. P. の認証を取得している場合は1ポイント加算できるものとする。 ただし、この場合は、別表1の232の③（「達成すべき成果目標基準及びポイント」又は「成果目標に対する現況値ポイント」）を選択することはできないものとする。

別表4（都道府県加算ポイント）

別表1から別表3までに定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。ただし、別表1から別表4までのポイントの合計は32ポイントを上限とする。

都道府県加算ポイントの内容
事業実施主体が策定する事業実施計画のうち、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した事業実施計画について、産地競争力の強化及び食品流通の合理化の各政策目的から加算対象とする事業実施計画を選択できることとする（ただし、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画に卸売市場が位置付けられている場合にあっては、その選択において配慮するものとする）。 この場合においては、各政策目的ごとに各都道府県において加算するポイントの合計が2ポイント（北海道にあっては、3ポイント）を超えない範囲で、一の又は複数の事業実施計画に加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。 ただし、過去に実施した本対策の成果目標の一部又は全部が達成されておらず、都道府県から要綱第8の3に定める改善措置の指導をうけている事業実施主体の事業実施計画（交付要望額を5パーセント減じて要望するものを除く。）については加算しない。 次世代型大規模園芸施設の整備の取組を行う場合は、過去に次世代施設園芸導入加速化支援事業で次世代施設園芸拠点や強い農業づくり交付金で次世代型大規模園芸施設の整備を行った都道府県にあっては、既整備の次世代施設園芸拠点等と異なる品目に取り組む場合に限り、都道府県ポイントを加算することができるものとする。

別表5（優先枠加算ポイント）

別表1から別表4に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合はポイントを加算できるものとする。

優先枠加算ポイントの内容
要綱別表1のⅠのメニューの欄の1の次世代型大規模園芸施設の整備の取組、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組若しくは水田における高収益型農業への転換に向けた体制整備の取組又は2の（1）から（4）までの取組を行う場合には、それぞれの取組について事業実施計画をポイントの高い順（同一ポイントの場合は、査定前交付金要望額の小さい順。ただし、次世代施設園芸拠点整備の取組にあっては、栽培面積10a当たりの交付金の要望額の小さい順）に並べ、その結果、優先枠の予算の範囲内である事業実施計画については、5ポイント加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。